京都府知事西脇隆俊様

京都府保険医協会 社会福祉法人七野会 きょうされん京都支部 京都社会保障推進協議会

新たな京都府知事答弁(2022 年 12 月 15 日)を踏まえ 事実確認・検証を求める要請

平素より、京都府民の生命と健康を守る施策にご尽力賜りますこと、心より御礼申 し上げます。

さて去る 11 月 29 日、私どもが提出した入院医療コントロールセンターによる「入院不可」判断により、新型コロナウイルス感染症陽性となった高齢者施設入所者の事例並びにそれに基づく要請書について、保健福祉部のご担当の方々に丁寧かつ誠実なご対応を頂きました。

その席上、ご担当の方々からはあらためて入院医療コントロールセンターが入院可 否の調整ではなく入院先の調整を行う機関である旨をご教示いただきました。

しかしながらその後の 2022 年 12 月 15 日、京都府議会綜合計画特別委員会知事総括 質疑において知事は、京都府入院医療コントロールセンターが「療養の方針」を「決 定」している旨、答弁されました。

これを受け、私どもは 11 月 29 日にお示しした事例が府の「決定」により当該高齢者施設入所者が生命の危機に陥ったものである可能性が高まったものと受け止めております。

つきましてはあらためて、以下の点につきまして事実確認・検証を求めます。

記

- 1. これまで、京都府入院医療コントロールセンターの機能・役割が「入院先の調整」 であるとしてきた見解が変更された理由
- 2. 11 月 29 日に私どもがお示しした事例における以下の内容が事実であるかどうか。事実であるとすれば、府のセンターはなぜ「入院不可」の判断を下せると考えたのか。その法的根拠は何か。

(7月27日)

午前 ・保健所から再度連絡があった際の保健所職員の説明。

保健所「コントロールセンターの医師が入院の対象ではないと判断しました。入院 は不可です」

施設 「命の危険がある。なぜ不可となるのか理由を教えほしい」

保健所「延命を望んでいない、施設で酸素の対応が可、点滴・投薬治療ができる、この 3点が理由です」

(7月30日)

午後3時30分以降・現場に到着している救急隊員の説明。

救急隊員「センターからの回答は病院でできる対応と今施設でしている対応は変わらないので、受け入れは不可とのことです。家族に説明をしてもらった方がよいです」

施設「このままでは亡くなられます」

救急隊員「病院でもそれは同じというのが、センターの回答です」

以上